

令和 5 年 6 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 6 月 26 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 11 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 非農地証明について
日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝 太 郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（0 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長	山 銅 敏 男	事務局長補佐	森 田 憲 一
主 任	古 郷 真 吾		

事 務 局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 6 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はおりません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますこ

とをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 6 月 26 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 5 年 6 月 26 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7 番：清水 照夫 委員」と「8 番：関口 裕 委員」の両名をお願いいたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 6 月 26 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 2 件ございます。

番号 1 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、畑、計 3 筆、交換。現在、農業を営んでいますが、自宅に近く作業しやすい申請地と所有する農地を交換するため、申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。

番号 2 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、畑、交換。現在、農業を営んでいますが、自宅に近く作

業しやすい申請地と所有する農地を交換するため、申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。以上、2件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番
会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番
会 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号
会 長

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

令和5年6月26日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は2件ございます。

番号1番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑。露天資材置場用地。現在、市内で自営業をしておりますが、資材等の置場が不足しているため、露天資材置場として利用したく申請するもの。

番号2番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町上神梅、田、計2筆。露天駐車場用地。現在、市内にて居住していますが、上神梅駅に程近く、乗降客等の需要が望めることから、露天駐車場として利用したく申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

会 長

番号 1 番について、大間々 9 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員

10 番、深澤です。地図の 1 番をご覧ください。大間々高校のプールから西側へ約 100 メートルの場所に位置しています。特段転用しても問題ないかなと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

会 長

番号 2 番について、大間々 17 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員

10 番、深澤です。地図の 2 番をご覧ください。福岡大橋を渡ります。国道 122 号を 4 キロメートルほど道なりに進みます。上神梅に降りる信号を右折し下がっていた所が申請地となります。草が茂っており、ミニトマトが植えられていました。土砂崩れを防ぐために若干土砂が敷いてありましたが、致し方なく、転用するには問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長

日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和5年6月26日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は5件ございます。始めに、3ページの番号1番から番号3番を説明します。

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。倉庫用地。売買。現在、市内にて製造販売業を営っていますが、手狭になってきたため、申請地を買い受け、倉庫として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第11-2工区。第3種農地。

番号2番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。露天駐車場用地。売買。現在、市内にて運送業を営っていますが、駐車場が不足しており、申請地を買い受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。〇〇畑783㎡と一体利用。大間々用水土地改良区第9工区該当。第3種農地。

番号3番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、計2筆。露天駐車場用地。売買。現在、市内にて製造販売業を営っていますが、手狭になってきたため、申請地を買い受け、倉庫として利用したく申請するもの。〇〇畑209㎡と一体利用。大間々用水土地改良区第9工区該当。第3種農地。

以上、3件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番
会 長

番号1番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の3番をご覧ください。県道69号線を南下します。久宮の〇〇のある信号を右折します。〇〇というヤードがあります。ヤードの切れ目を左折し、南下します。一つ目の十字路を越えてすぐ左側が申請地です。周囲は住宅と工場に囲まれております。申請地は牧草が生えておりますが、何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番
会 長

番号2番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の4番をご覧ください。国道50号線、笠懸鹿の信号から県道352号線、笠懸・赤堀今井線を300メートルほど西側へ直進します。左手に笠懸

鹿の郵便局がございます。その先、50メートル直進した右手側が申請地です。周囲は雑種地と宅地に囲まれております。一体利用地含めて何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

会 長 番号3番について、笠9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、鈴木です。地図の5番をご覧ください。申請地は地図4と同様の場所です。同様に問題はないと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局

4ページの番号4番から番号5番を説明します。

番号4番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑、計2筆。太陽光発電用地。売買。現在、県外にて太陽光発電事業を営営していますが、事業に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。第2種農地。

番号5番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。東町荻原、畑、計2筆。庭用地。売買。現在、市内にて居住していますが、譲渡人より申請地を買い受け、庭用地として利用したく申請するもの。始末書添付。第2種農地。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号4番

会 長 番号4番について、東4区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 6 番をご覧ください。東町の神戸という地区になります。元の東中学校のテニスコートの南側が申請地となります。隣接地は同様の目的で転用許可を取得しており、何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 本申請は譲渡人が複数いますが、一つの申請なのでしょうか。一つの申請だとすれば、それぞれの申請地の所有者が分かるように許可証に明記されていますか。それが分からないと法務局が登記できないと思いましたので伺います。

事 務 局 申請は一件として提出されております。またそれぞれの申請地の所有者が分かるように許可証に明記されております。

会 長 ほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

番号 5 番

会 長 番号 5 番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりました。番号 5 番について、東 1 区の担当委員より説明をお願いします。

番号 5 番

会 長 番号 5 番について、東 1 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 7 番をご覧ください。桐生市黒保根町と東町萩原の境に小黒川という川があります。小黒川橋という橋を渡って、左折します。道なりに 150 メートルほど進みます。五、六軒の集落の一番奥、右手側が申請地となります。始末書のとおり、昭和の時代より農地と道路と宅地を一体として利用している状況です。やむを得ないかと思しますので、慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 4 議案第 4 号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「非農地証明交付願について」

次のとおり、非農地証明交付願があったので、決定を求める。令和 5 年 6 月 26 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。

番号 1 番。願出人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町荻原、田。申請地は全面が山林状態となり農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願いたく申請するもの。

以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 番号 1 番について、東 1 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 8 番をご覧ください。申請地は東町荻原地区にございます。五、六年前より国が河川の床固工事を進めているところです。現地写真のとおり、河川の中に雑木が生えているような状況でして、非農地化するのに何ら問題はございません。ご審議のほどお願いいたします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 国がなぜ申請地を非農地化したいのか意図が分かりません。理由を教えて下さい。

事 務 局 次回の総会までに確認しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 番委員 数年前より上流の大畑橋から下流に向かって災害防止のための床固工事を国が行っているようです。工事に伴う用地買収を行うために非農地化したいのだと思われますが、次回までに事務局の方で確認をお願いします。

会 長 そのほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会 長 日程第 5 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 5 年 6 月 26 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 1 件、再設定が 7 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事 務 局 新規設定。

番号 1 番。大間々町塩原、台帳、現況とも畑になります。

新規設定 1 件の地積合計は、710 m²となります。

以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番は可決いたします。

事 務 局 再設定。

番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 3 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 4 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 5 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 6 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 7 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

再設定 7 件の地積合計は、7,967 m²となります。

以上 7 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 7 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 7 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番は可決いたします。

会 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 5 年 6 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 5 年 6 月 26 日 午後 2 時 11 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利信

7 番委員

清水 照夫

8 番委員

関 川 裕